

環境衛生のお知らせ

7月から毎月8日・9日は  
「マイバッグ推進デー」

県では、毎月8日と9日を「マイバッグ推進デー」とし、買物の際のマイバッグ持参をより一層推進します。



例えば、レジ袋1枚を使用しないことで約18mlの石油が節約でき、地球温暖化防止につながります。市民の皆さんのご協力をお願いします。  
また、県では「マイバッグ推進デー」への協力店を募集しています。

詳しくは左記までお問い合わせください。  
◎問い合わせ…

県生活環境部環境共生課  
☎024(521)7248

7月7日  
ライトダウンキャンペーン

環境省では、7月7日の七夕の日にCO<sub>2</sub>削減を目的に「七夕ライトダウン」と題し、午後8時から10時までの2時間、全国のライトアップ施設に電気の一斉消灯を呼び掛けていくキャンペーンを実施します。

皆さんのご家庭でも、地球温暖化防止対策の一つとして、キャンペーン当日の夜はいつもより早めに明かりを消して美しい夜空を見上げながら虫の声に耳を澄まし、ご家族と語り合う素敵な夜をお過ごしください。



なお、市の関係施設も本キャンペーンに参加していますのでご理解とご協力をお願いします。

◎問い合わせ…

生活環境課環境衛生係  
☎(55)5103

7月は「河川愛護月間」です

国土交通省が昭和49年から毎年7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

豊かな水環境をいつまでも

河川からは、水道水や各種用水を取水しています。安全で安定した水を確保し、豊かな水環境を後世に残していくために、各自でできることを考えていきましょう。

例えば

- 自然環境にやさしい洗剤などを使用する
- 廃油などは、再利用や回収に出すなどして排水に直接流さない など

できることから始めよう！  
河川等へのごみや油等の投棄は、法律により禁止されています。絶対に捨てないよう

河川等へのごみや油等の投棄は、法律により禁止されています。絶対に捨てないよう  
にしてください。

また、水質に異変を感じた場合は、速やかに市役所または消防署にご連絡ください。

◎問い合わせ…

生活環境課環境衛生係  
☎(55)5103

もとみやクリーンセンターへ草木を自己搬入する方法の変更

6月から自己搬入方法が変わりました。

事前に確認が必要です

自己搬入する前に、生活環境課へ草木の受け入れが可能かどうかを電話で確認してください。

※もとみやクリーンセンターのごみピットが満杯だと受け入れできない場合があります。

発生場所の区分

6月からは、家庭から出された草木も、事業所から出された草木も受け入れさせていただきます。

持込回数・搬入量の制限等

- ・家庭から出た草木  
1世帯につき1日1回まで (処理手数料 無料)
- ・事業所から出た草木  
1事業者につき1日1回まで (処理手数料 130円/10kg)

・搬入可能量

1回につき350kg以内  
(おおむね軽トラック1台分)

木や枝について

木や枝についても、草と一緒に自己搬入可能です。ただし「太さ10cm以内、長さ60cm以内」でないと受け入れできません。

※制限を超えて搬入をする

と、もとみやクリーンセンターの受付窓口で受け入れを断られますので、ご注意ください。

ごみステーションへの  
草木の出し方

草は、燃やせるごみの袋(黄色)に入れ、1世帯で3袋まで可燃ごみの日に出してください。

木や枝は、太さ10cm以内、長さ60cm以内にし、直径35cm以内にも等東ねて、1世帯でおおむね30kgまで可燃ごみの日に出してください。  
※事業所から出るごみは、ごみステーションには出せません。

◎問い合わせ…

生活環境課環境衛生係  
☎(55)5103